

公園緑地調査出動及び公園緑地緊急出動特記仕様書

横浜市みどり環境局

令和6年4月

1 (適用)

この仕様書は、公園及び緑地等の維持業務委託において、公園緑地調査出動及び公園緑地緊急出動を行う場合に適用する。

2 (概要)

公園緑地調査出動及び公園緑地緊急出動は、公園及び緑地の施設が破損等により本来の機能や目的を達することができなくなった場合に、監督員の指示に基づき緊急対応を行うものである。受託者は、監督員から緊急対応の指示を受けた場合には、直ちに現場に急行し、破損の状況を確認するとともに、状況に応じて使用禁止または立ち入り禁止の措置を講じた上で、被害の状況を監督員に報告するものとする。破損の程度が軽微である場合には、その場で機能回復を行う。その場での対応が困難な場合には、当面応急措置のみを行い、監督員の指示に従うこととする。

3 (作業内容)

公園緑地調査出動

緊急時における出来高のない作業及び調査出動とする。

- ①現場までの移動(往復)、②施設破損状況の調査、③使用禁止または立ち入り禁止措置、④応急措置、⑤監督員との連絡調整が含まれる。また、②～④については写真等に記録し、報告すること。

公園緑地緊急出動

緊急時に簡易な作業が伴う出動の場合とする。

- ①現場までの移動(往復)、②施設破損状況の調査、③使用禁止または立ち入り禁止措置、④応急措置、⑤軽微な作業、⑥監督員との連絡調整が含まれる。また、②～⑤については写真等に記録し、報告すること。

*夜間、休日等、現場が確認できない状況で出動指示を受けた場合、作業完了後、作業報告により調査出動、緊急出動の判断について協議するものとする。

4 (報告)

受託者は作業完了時に、施設破損状況及び対応状況を監督員(夜間等の場合は出動指示を行った部署等)に報告するとともに、出動指示のあった時間、現場到着時間、作業完了時間を記録し、翌日監督員に報告すること。

5 (準備及び体制)

- (1) 受託者は、作業員一班3人以上が常に出動可能な24時間体制を整えるものとする。
- (2) 受託者は、出動に必要な車両類、資機材および保安機材を常に確保しておくものとする。